

# 米国特許戦略の動向と背景

2000年11月8日

**(財)日本情報処理開発協会(JIPDEC)**

**先端情報技術研究所(AITEC)**

**主任研究員 小林 茂**

# 参考資料、出典

本スライドは、以下の文献等から、調査目的に沿って該当箇所を抽出・再編したものを主な内容とします。

- <1>JETRO技術情報 2000年8月号「米国ビジネス特許の現状と動向」
- <2>米国特許判例研究 アレックス・シャルトーヴ、豊栖訳(ILS出版)
- <3>アメリカ情報通信「新しい特許概念の今後の行方は？」小池良次
- <4>NHK人間講座 8月22日放送「生物は特許の対象になるか」加藤尚武

# 国による特許概念の違い

米国：「あらゆる新規かつ有用な方法、装置、製造物、組成物または  
それらの有用な改良」

日本：「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち、高度のもの」

(欧州：「産業上の利用が可能であり、新規性、進歩性を有するもの」)

- ・ 米国では、非自明性・有用性に重点を置き、進歩性を重視しない。
- ・ 日本では技術(technology)を本質と見なすのに対して、米国では広く工芸(art)一般を対象とする。

(「太陽の下、人間が創作したすべての事物が発明の対象となる」 トマス・ジェファソン)

## 発明の定義において、米国は概念を拡張しやすい

- ・ 現在のCAFC(米国連邦巡回控訴裁判所) 解釈では、要素は既知でも、組み合わせが非自明なら特許対象となる。
- ・ 本来は特許の対象外とされる、自然法則/自然現象/抽象的アイデアも、それを使用する方法/装置/製造物/組成物が、有用・具体的で現実のものを提供するなら特許対象となる。

# 米国における特許概念の拡大の経緯

## ・チャクラバーティ事件(1980) 生物特許を容認

- ・ 流出原油の処理用に開発したバクテリアの特許性論争
- ・ 判決：「生物であるか否かではなく、自然物か人間の創製物かで判断すべき」

## ・ディーア事件(1981) ソフトウェア特許を容認

- ・ ゴム加工における、計算機による計算方式を含む処理方式の特許性論争
- ・ 判決：物理的処理を含めた全体としてのクレームに特許性があると判断

サーカー事件(1978)のマーキー裁判長説示が伏線にある。

「計算方式自体に特許性がないとしても、それが物理的な手段により具現化される  
とき、そこには特許性が生まれる。」

## ・ステート・ストリート事件(1998) ビジネス特許、アルゴリズム特許を容認

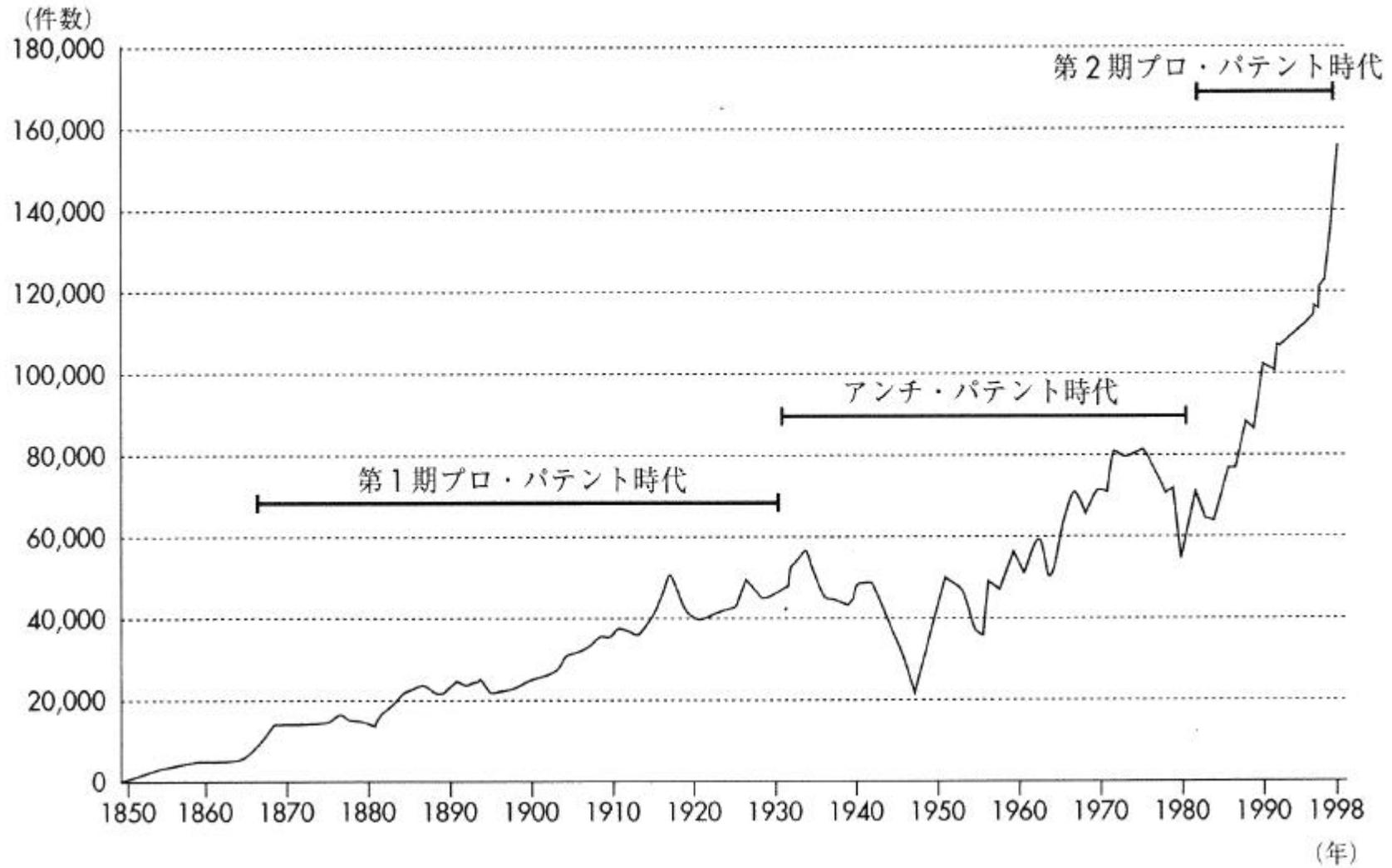
- ・ 投資管理法「ハブ・アンド・スポーク」(1991出願)の特許性論争
- ・ 判決：「発明の特許性は本質的特徴、特に実用的有用性に重点を置くべき」

概念の拡大は、レーガン政権に始まるプロパテント政策に同期。

ビジネス特許だけでなく、特許システム全体が緩和の方向にある。

トップダウンの政策のみならず、技術・産業の進化や活力も概念拡大  
の原動力となっている。

# 米国特許年別発行件数



# ビジネス特許とは

- ・ コンピュータを利用してビジネスを行う方法、あるいは、その方法を実施するためのシステムに関する特許
- ・ 具体的には、コンピュータソフト、特にインターネットを用いた電子商取引に関する新しい方法、あるいはシステムに関する特許

(文献1>による定義。他にも色々に表現される。)

発明の内容により様々に呼称される。

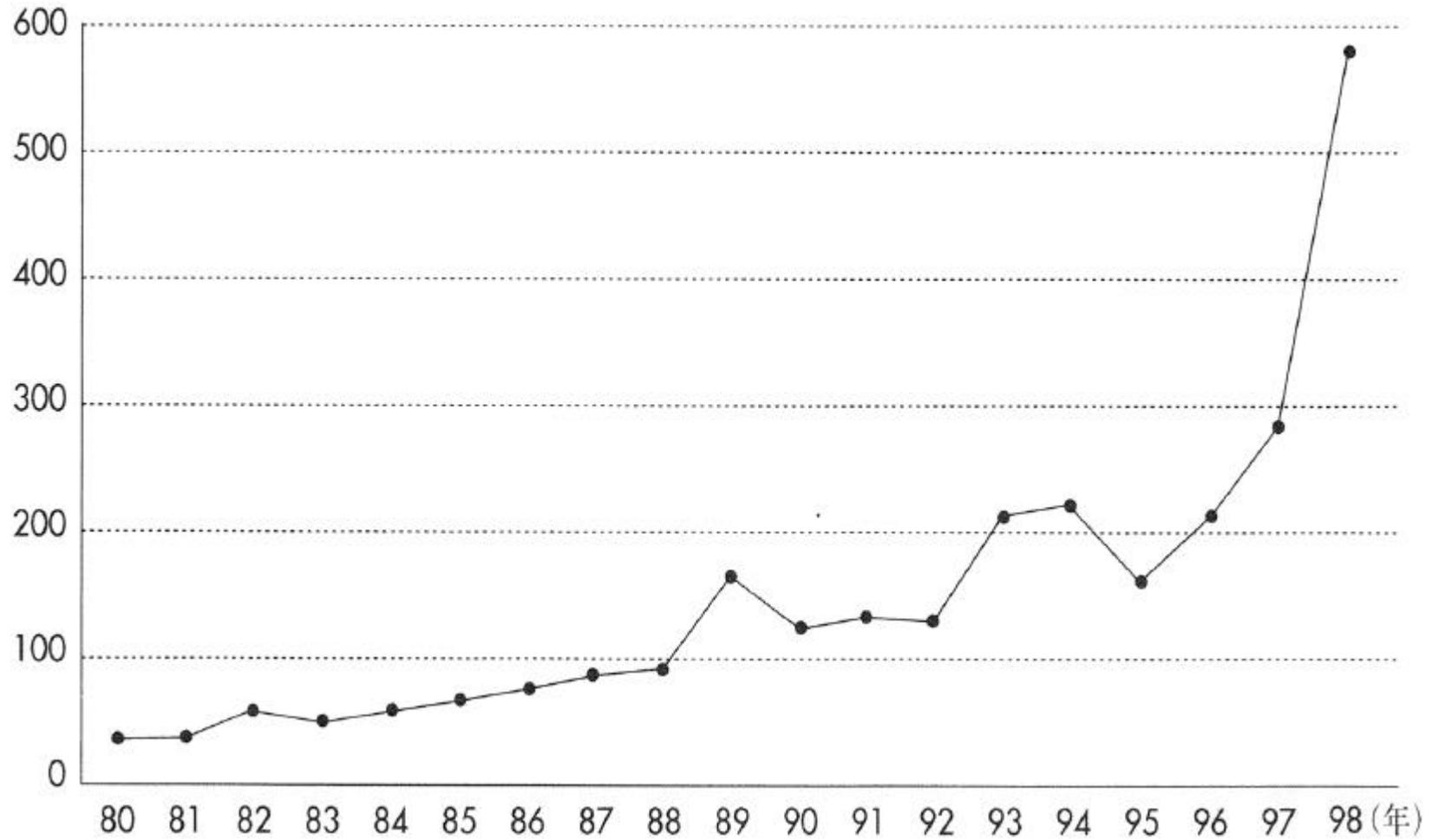
ビジネス・メソッド	米国で一般的
ビジネス・プロセス	
ビジネス・モデル	日本で一般的
ビジネス・システム	

著名な事例

- ・ ワンクリック特許 (アマゾン社)
- ・ 逆オークション特許 (プライスライン社)
- ・ ショッピング・カート特許 (ハリントン氏)

**ビジネス特許の急増を、安易で広範な特許の放任とのみ捉えるのは誤り**

## ビジネス特許年別発行件数



# IT関連特許/ビジネス特許をめぐる試行錯誤

- ・**ステート・ストリート事件(1998)**

「ホテル・セキュリティ社事件」(1908)以来の「ビジネス方法除外の原則」転換

- ・**コンプトンズ特許事件(1995)**

「テキスト/図版/音声を組み合わせたコンテンツの作成そのもの」の特許を巡る。いったんは特許が与えられたが、業界からの批判を受け、米特許庁が「公知の技術」として撤回。(その後、審査員の増員・強化を実施)

- ・**ベゾス提案(2000/3)**

アマゾン社のベゾスCEOが、ソフトウェアやビジネス手法は、従来技術と異質であることを理由に、**少数(Fewer)**、**上質(Better)**、**短期(Shorter)**の3点に集約される特許の改革案を提唱

**定義や判断に揺らぎがあるものの、ビジネス特許も、生物特許やソフトウェア特許と同様に一般に認知されるのは確実。  
(ビジネス特許自体が問題なのではない。問題は審査の質。)**

# 米国のIPR攻勢の背景にあるもの

## ・産業/社会の先進性

### ・情報産業、技術の先行

企業の自衛手段、ベンチャー企業の生き残り手段としての特許  
技術・知識の見極めと価値観の形成  
社会の電子化における先行

### ・ビジネス社会の成熟

ホテル・セキュリティ社事件は1908年!

## ・プロパテント政策

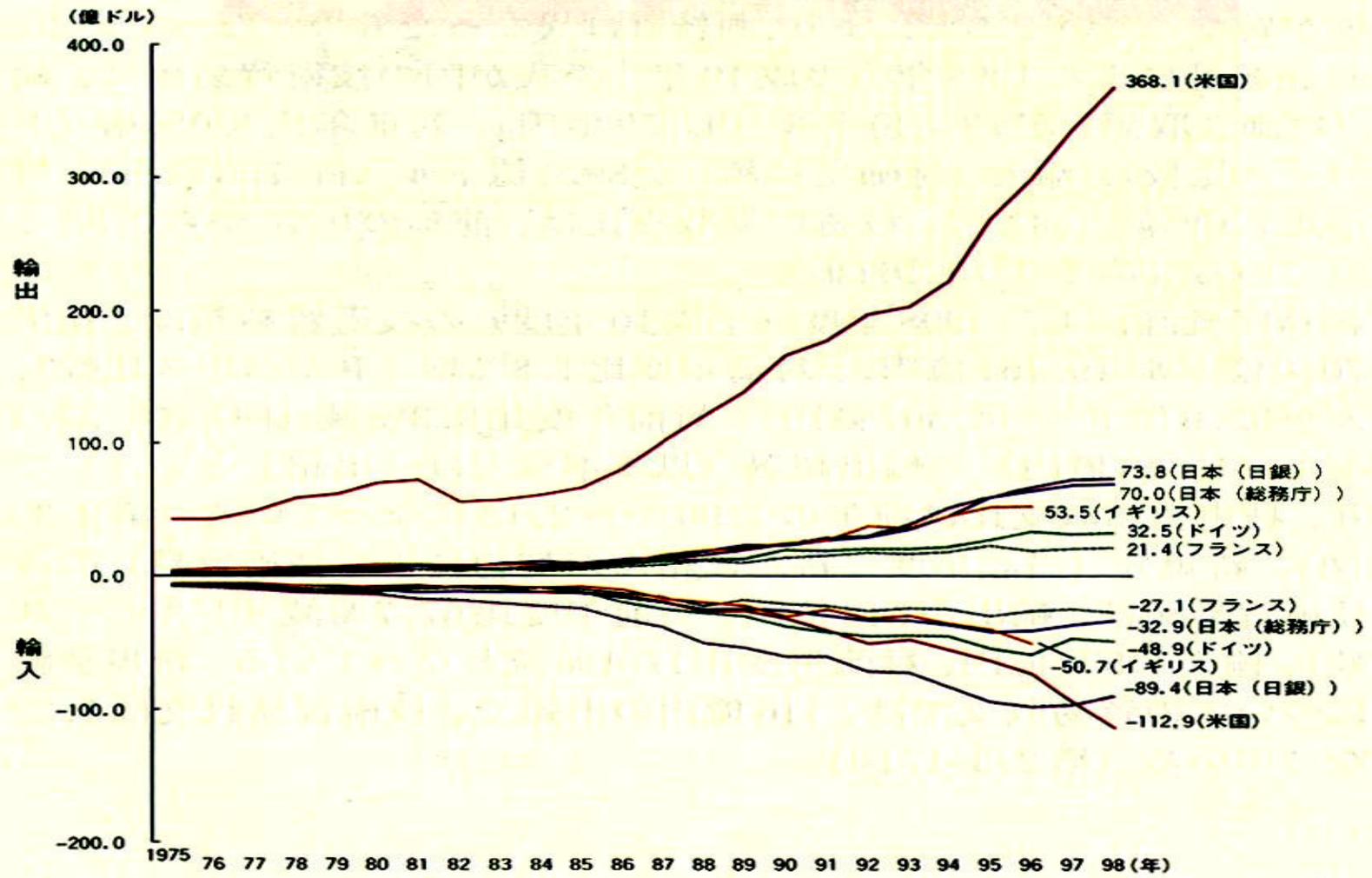
### ・特許対象の緩和

### ・国支援の研究開発における特許取得の促進

### ・国際的な対外特許戦略の展開

**「知識の時代」到来のいち早い察知と体制作りが行なわれている。**

第2-3-15図 主要国の技術貿易額の推移



# 物の生産から知識の創生へ

- 日本の製造技術に危機感を持ち、知識重視戦略に転じた米国が、特許・ライセンスなどの技術貿易で圧倒的な輸出大国となっている。
- 特許に代表されるIPRは、技術的優位に立つ者がさらに強くなる仕組み。  
知識創生に重点を置いた産業構造・研究開発体制への早急な移行が求められる。

第2-3-9表 主要国における国籍別出願及び登録件数  
(1997年(平成9年))

国籍\被出願国	日本	米国	ドイツ	フランス	イギリス	その他	計	自国人の 外国出願 割合
日本	351,487	43,777	18,480	14,852	16,450	213,011	658,057	46.6%
	129,937	23,179	10,941	8,516	9,891	20,246	202,710	35.9%
米国	30,474	125,808	44,954	31,860	45,856	1,311,848	1,590,800	92.1%
	8,646	61,707	10,513	10,044	10,932	71,541	173,383	64.4%
ドイツ	9,817	16,265	62,052	17,642	18,351	313,706	437,833	85.8%
	3,019	7,008	19,521	8,345	7,791	45,424	91,108	78.6%
フランス	3,387	6,057	7,194	18,669	6,677	137,223	179,207	89.6%
	1,180	2,958	3,399	13,233	3,286	22,204	46,260	71.4%
イギリス	4,064	7,185	8,605	5,912	26,591	271,288	323,645	91.8%
	616	2,678	2,144	2,115	4,549	16,039	28,111	83.8%
その他	18,745	37,600	34,310	23,696	34,284	1,115,341	1,263,976	—
	4,288	14,454	8,535	8,195	8,305	145,448	189,225	—
計	417,974	236,692	175,595	112,631	148,209	—	—	—
	147,686	111,984	55,053	50,448	44,754	—	—	—
外国人出願 者の割合	15.9%	46.8%	64.5%	83.4%	82.1%	—	—	—
	12.0%	44.9%	64.5%	73.8%	89.8%	—	—	—

- 注) 1. 上段は出願件数、下段は登録件数に関する値である。  
2. PCT及びEPC出願による指定件数(登録件数)を含む。

資料: 世界知的所有権機関(WIPO)「Industrial Property Statistics」

日本の海外特許  
出願率は米欧に  
比べ半分以下